四

長崎県五島市（向小浦）から同市（昼寝ヶ浦）まで
長崎県五島市（小浦・国立公園境界）から同市（大瀬崎）まで
長崎県南松浦郡新上五島町（荒川）から同町（高仏）及び同町（檜ノ木泊）まで
長崎県南松浦郡新上五島町（曽根開・国立公園境界）から同町（大水峠・国立公園境界）まで
長崎県南松浦郡新上五島町（一二三滝・国立公園境界）から同町（赤尾・国立公園境界）まで
長崎県南松浦郡新上五島町（佐尾）から同町（米山）まで
長崎県佐世保市（小島町・国立公園境界）から同市（福田町・国立公園境界）まで、同市（小佐世保町・国立公園境界）から同市（烏帽子町・国立公園境界）まで及び同市（烏帽子町・歩道分岐点）から同市（烏帽子町・歩道合流点）まで
長崎県五島市（井持浦）から同市（大瀬崎・車道合流点）まで
次の道路を追加する。
（一）　車道
長崎県五島市（水ノ浦・国立公園境界）から同市（奈切・国立公園境界）まで、同市（川原・国立公園境界）から同市（川原・国立公園境界）まで、同市（打折・国立公園境界）から同市（浜ノ畔・国立公園境界）まで、同市（貝津・国立公園境界）から同市（丹奈・国立公園境界）まで、同市（丹奈・国立公園境界）から同市（中須・国立公園境界）まで、同市（中須・国立公園境界）から同市（大宝・国立公園境界）まで、同市（大宝・国立公園境界）から同市（太田・国立公園境界）まで並びに同市（太田・国立公園境界）から同市（琴石・国立公園境界）まで
長崎県南松浦郡新上五島町（一二三滝・国立公園境界）から同町（丹那山・国立公園境界）まで
（二）　歩道
長崎県平戸市（太田・車道分岐点）及び同市（里免）から同市（西ノ御崎・車道合流点）まで
長崎県五島市（大瀬山・市道分岐点）から同市（大瀬崎）まで
長崎県南松浦郡新上五島町（桐・国立公園境界）から同町（佐尾）まで
長崎県佐世保市（鵜渡越町・国立公園境界）から同市（福田町・国立公園境界）まで、同市（烏帽子町・国立公園境界）から同市（中野・歩道合流点）及び同市（烏帽子町・国立公園境界）まで、同県平戸市（鞍掛山・国立公園境界）から同市（川内在・国立公園境界）まで、同市（大越・国立公園境界）から同市（主師・国立公園境界）及び同市（鯛ノ鼻）まで、同市（主師・国立公園境界）から同市（生月大橋・国立公園境界）まで、同市（桜川・国立公園境界）から同市（大バエ鼻）まで、同県五島市（鬼岳北・国立公園境界）から同市（大窄・国立公園境界）まで、同市（七岳県道登山口）から同市（父ヶ岳）及び同市（丹奈・国立公園境界）まで、同市（丹奈・国立公園境界）から同市（貝津・国立公園境界）まで、同市（浜ノ畔・国立公園境界）から同市（大川原・国立公園境界）まで、同市（奈切・国立公園境界）から同市（水ノ浦・国立公園境界）まで、同市（白岳・国立公園境界）から同市（福見鼻）及び同市（五輪）まで、同県南松浦郡新上五島町（桐・国立公園境界）及び同町（中ノ浦郷・国立公園境界）まで、同町（郷ノ首港）から同町（孝行滝）及び同町（山王山）まで、同町（小河原郷・国立公園境界）から同町（赤尾郷・国立公園境界）まで、同町（曽根開・国立公園境界）から同町（大水峠・国立公園境界）まで、同県北松浦郡小値賀町（野崎・国立公園境界）から同町（神島神社）まで並びに同町（野崎・国立公園境界）から同町（一平岳北・歩道合流点）及び同町（一ッ瀬）まで
長崎県南松浦郡新上五島町（荒川・歩道分岐点）から同町（雌岳）まで
次の運輸施設を削除する。
種類　位置
係留施設　長崎県五島市（竹ノ子島）
係留施設　長崎県北松浦郡鹿町町（長串）
係留施設　長崎県五島市（嵯峨ノ島）
六　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第一項の規定に基づき、阿蘇くじゅう国立公園に関する公園計画を変更したので、同法第八条第四項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。
変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成二十一年十月二十八日
環境大臣　小沢　鋭仁
一　特別地域に次の区域を追加する。
熊本県阿蘇市西湯浦及び湯浦の各一部
二　第三種特別地域に次の区域を追加する。
熊本県阿蘇市西湯浦及び湯浦の各一部
三　次の単独施設を削除する。
種類　位置
野営場　熊本県菊池市（鞍岳）
園地　熊本県阿蘇市（箱石峠）
展望施設　熊本県阿蘇市（中岳火口東）
園地　熊本県阿蘇市（斧岳）
園地　熊本県阿蘇郡小国町（涌蓋山）
園地　熊本県阿蘇郡南阿蘇村（夜峰山）
園地　熊本県阿蘇郡南阿蘇村（湯の谷）
園地　熊本県菊池市（鞍岳）
運動場　熊本県阿蘇市（赤水）
園地　熊本県阿蘇市（城山北）
野営場　熊本県阿蘇市（永草）
熊本県阿蘇郡高森町（千本桜）
四　次の単独施設を追加する。
種類　位置
乗馬施設　熊本県阿蘇市（城山北）
園地　熊本県阿蘇市（三久保）
乗馬施設　熊本県阿蘇市（草千里）
園地　熊本県阿蘇市（中岳中央火口）
五　次の道路を削除する。
（一）　車道
熊本県菊池市（念仏橋・国立公園境界）から同県阿蘇市（坂の上・国立公園境界）まで
熊本県菊池市（鞍岳・国立公園境界）から同県阿蘇市（二重峠北方・車道合流点）まで
熊本県阿蘇市（二重峠・国立公園境界）から同市（兜岩・車道合流点）まで
熊本県阿蘇市（二重峠・車道分岐点）から同市（赤水）まで
（二）　歩道
熊本県阿蘇市（日ノ尾・歩道分岐点）から同県阿蘇郡高森町（草河原）まで及び同県阿蘇市（箱石峠）から同県阿蘇郡高森町（前原）まで
熊本県阿蘇郡高森町（南阿蘇集団施設地区・歩道分岐点）から同町（黒石峠・歩道合流点）まで
熊本県阿蘇郡南阿蘇村（中松）から同村（山上広場）まで
熊本県阿蘇郡南阿蘇村（長陽駅前）から同村（護王峠・歩道合流点）まで
六　次の道路を追加する。
（一）　車道
熊本県菊池市（念仏橋・国立公園境界）から同県阿蘇市（湯浦・車道合流点）まで並びに同市（手野・車道分岐点）から同市（坂の上・国立公園境界）まで
熊本県阿蘇市（二重峠・国立公園境界）から同市（西湯浦・国立公園境界）まで
（二）　歩道
熊本県阿蘇市（箱石峠）から同県阿蘇郡高森町（草河原）及び同町（前原）まで
七　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十三条第一項の規定に基づき、阿蘇くじゅう国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。
変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成二十一年十月二十八日
環境大臣　小沢　鋭仁
一　追加する区域
熊本県阿蘇市西湯浦及び湯浦の各一部
二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第三項の規定に基づき、西中国山地国定公園に関する公園計画を変更したので、同法第八条第四項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。
変更後の公園計画を表示した図面は、環境省及び島根県庁に備え付けて供覧する。
平成二十一年十月二十八日
環境大臣　小沢　鋭仁